

離婚調停が成立した方へ

調停離婚は調停成立の日が離婚の日になりますが、そのままでは戸籍には記載されませんので、市区町村（以下「区役所等」といいます。）に、以下の手続をする必要があります。なお、届出に関する詳細な点は、区役所等の戸籍担当部署にお問い合わせください。

1 離婚の届出

調停成立の日から10日以内に、夫婦の本籍地又は届出人の住所地の区役所等に、調停調書謄本（戸籍記載事項以外の項目が省略されたもの）を添付して離婚届を提出してください。

*本籍地以外の区役所に届け出る場合は、夫婦の戸籍謄本が必要になります。

*離婚届には、相手方や証人の署名押印は不要です。

*正当な理由がなく期間内に届出をしないときは、過料の制裁を受けることがあります。

2 離婚後の氏（戸籍）について

婚姻の際に氏（姓）を改めた方は、原則として、離婚によって、婚姻前の氏（旧姓）に戻ります。戸籍についても、婚姻前の戸籍に戻ることになりますが、自分が筆頭者の戸籍を作ることでもあります。

現在の氏（姓）を継続して称したい方は、その旨を届け出てください（戸籍法77条の2）。この届出は離婚した日（調停成立の日）から3か月以内に行ってください（離婚の届出と同時でも可能）。この届出をした場合、自分が筆頭者の新たな戸籍が作られます。

ただし、一旦、婚姻中の氏を称してしまうと、婚姻前の氏に戻すには、改めて住所地の家庭裁判所で「氏の変更」の許可を受ける必要がありますから（許可されないこともあります。）、氏を選択する場合には、将来のことも考えて、慎重に手続をしてください。

3 離婚後の子供の戸籍の移動について

子供の戸籍は、親権者がどちらであるかにかかわらず、離婚時の筆頭者の戸籍に残ります。

（例）戸籍の筆頭者が夫である場合、親権者が妻となった時でも、子供は夫の戸籍に残ることになります。

筆頭者でない方（例では妻）が、子供を自分の戸籍に入れたい場合、家庭裁判所に「子の氏の変更許可」の申立てをし、その許可の後、区役所等へ「入籍届」を提出する必要があります。なお、届出の際に戸籍謄本が必要な場合があります。詳細は、届出先の区役所等へお問い合わせください。「子の氏の変更許可」申立てについては、裏面をご覧ください（離婚により婚姻中の氏を称した場合でも、「子の氏の変更許可」の申立てが必要となることにご注意ください。）。